附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年三月二日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

■　様式第12号（第66条の３、第67条関係）（別紙）　■

所　持　免　許　申　告　欄

帳票種別 84002

［この申告欄には、所持している旧様式の免許証を確認のうえ記入すること。］

フリガナ	（姓）	（名）
氏　名		

旧様式免許証

	免許の種類	交付局		免許の種類	交付局
(1)		局	(4)		局
(2)		局	(5)		局
(3)		局	(6)		局

① 氏　名（姓をカタカナで記入すること。）

② 氏　名（名をカタカナで記入すること。）

③ 生年月日　1.明治 3.大正 5.昭和　元号　年　月　日　（数字／1～9年は右／1～9月は右／1～9日は右）

旧様式免許証

	④ 免許の種類	⑤ 交付局	⑥ 免許証の番号	⑦ 交付年月日
(1)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）
	⑧ 免許の種類	⑨ 交付局	⑩ 免許証の番号	⑪ 交付年月日
(2)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）
	⑫ 免許の種類	⑬ 交付局	⑭ 免許証の番号	⑮ 交付年月日
(3)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）
	⑯ 免許の種類	⑰ 交付局	⑱ 免許証の番号	⑲ 交付年月日
(4)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）
	⑳ 免許の種類	㉑ 交付局	㉒ 免許証の番号	㉓ 交付年月日
(5)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）
	㉔ 免許の種類	㉕ 交付局	㉖ 免許証の番号	㉗ 交付年月日
(6)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）

職員記入欄

㉘ 新免許証番号

㉙ 申告欄単独処理

折り曲げる場合は◀の所を谷に折り曲げること

【備考】
1　免許の種類コード及び交付局コードは、様式第12号（裏面）の住所地・交付局コード一覧及び免許種類コード表を参照して記入すること。
2　濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

■